

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月19日

【事業年度】 第146期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社高岳製作所

【英訳名】 TAKAOKA ELECTRIC MFG.CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 櫻井 鴻 臣

【本店の所在の場所】 東京都中央区入船一丁目7番1号

【電話番号】 (03)4284—5700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 松本 真 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区入船一丁目7番1号

【電話番号】 (03)4284—5700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 松本 真 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第146期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

<略>

⑤記載なし

⑥記載なし

⑦記載なし

⑧記載なし

(訂正後)

<略>

⑤取締役の定数

取締役は、15名以内とする旨を定款に定めています。

⑥取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めています。

⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a.取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分発揮できるように、会社法第423条第1項の責任について、善意にしてかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めています。

b.自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策が可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式の取得をすることができる旨を定款に定めています。

c.中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図るため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めています。